報告第９号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年６月５日提出

長岡京市長　中小路　健　吾

専決第６号

長岡京市都市計画税条例の一部改正について

長岡京市都市計画税条例（昭和３９年長岡京市条例第１３号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月３１日専決

長岡京市長　中小路　健　吾

長岡京市都市計画税条例の一部を改正する条例

長岡京市都市計画税条例（昭和３９年長岡京市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 １　【略】 （法附則第１５条第３６項の条例で定める割合） ２　法附則第１５条第３６項に規定する条例で定める割合は３分の２とする。 （法附則第１５条第３７項の条例で定める割合） ３　法附則第１５条第３７項に規定する条例で定める割合は３分の１とする。 （法附則第１５条第４１項の条例で定める割合） ４　法附則第１５条第４１項に規定する条例で定める割合は４分の３とする。 ５～７　【略】 ８　附則第６項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合に	附　則 １　【略】 （法附則第１５条第３７項の条例で定める割合） ２　法附則第１５条第３７項に規定する条例で定める割合は３分の２とする。 （法附則第１５条第３８項の条例で定める割合） ３　法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は３分の１とする。 （法附則第１５条第４２項の条例で定める割合） ４　法附則第１５条第４２項に規定する条例で定める割合は４分の３とする。 ５～７　【略】 ８　附則第５項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合に

改正後	改正前
は、附則第６項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	は、附則第５項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
９　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	９　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第５項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
１０　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ	１０　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第５項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ

改正後	改正前
る都市計画税額とする。 １１～１５　【略】 １６　附則第６項及び第８項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第６項及び第９項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第７項、第９項及び第１０項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第９項から第１１項までの「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、附則第１１項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第１２項から第１４項までの「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に、附則第１３項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２７条の２第３項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に規定するところによる。 １７　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項、第１５項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項、第３３項、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若	る都市計画税額とする。 １１～１５　【略】 １６　附則第５項及び第７項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第５項及び第８項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第６項、第８項及び第９項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第８項から第１０項までの「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、附則第１０項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第１１項から第１３項までの「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に、附則第１２項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２７条の２第３項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に規定するところによる。 １７　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項、第１５項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項、第３３項、第３４項、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条

改正後	改正前
しくは第６３条」とする。	の３まで若しくは第６３条」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の長岡京市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。